

2014 年度
事業報告書

自 2014 年 4 月 1 日
至 2015 年 3 月 31 日

一般社団法人電気通信共済会

2014 年度事業報告

第 1 事業の概況

1 概況

2014 年度は、4 月 1 日に「一般社団法人電気通信共済会」への移行登記を完了し、新たな法人形態として事業運営をスタートさせ、事業基盤の確立、適正かつ適切な事業運営の推進を確保するための体制の整備、財政の健全化、お客様サービスの向上等の取り組みを行った。

相互扶助部事業並びに各種共済事業については、お客様センタの適切な運営やお客様情報管理システム「FACE」の安定運用により相互扶助部会員及び退職者の皆様方への給付・加入・変更手続及び情報公開等の的確な実施に努めた。

収益事業については、コスト競争力強化等の各種改善施策の推進を図るなど効率的な運営に努めた。

資産運用については、相互扶助部財政の健全化を図るため、「中長期的視点に立つ資産運用方針」に基づき、運用収益及び運用資産の増大に向けて取り組んだ。

2014 年度は、運用環境が引き続き堅調であったことにより、資産運用において 484 億円の運用収益を確保することができ、共済会全体で 373 億円の正味財産のプラスを確保するとともに、相互扶助部事業単体においても、責任準備金相当の年金資産を確保することができた。

これまでの財政健全化にむけた様々な取り組みにより、2001 年に責任準備金制度を導入して以降、相互扶助部事業の積立不足を初めて解消できた記念すべき年となった。

共済会を取り巻く事業環境の変化を踏まえ、中期的な視点に立った事業目的を「NTTグループ従業員の生活設計のサポート役として、期待に応え、選ばれ続ける共済会を目指す」こととし、その実現に向けて全従業員一丸となって、今後の事業運営を行うこととした。

2 各事業の状況

(1) 相互扶助部事業

相互扶助部事業については、事業運営を適切かつ円滑に行っていく観点から、各規約類の必要な見直しを行うなど、着実な事務の実践に取り組んだ。

資産運用については、相互扶助部事業が将来にわたり安定・継続的に運用できるように、中長期的視点に基づいた市場連動型の資産運用方針を採っている。具体的には、投資対象資産の大宗を国内外の債券・株式に分散投資し、当該投資対象資産の配分比率を中長期的に維持するポートフォリオ運用を行い、運用収益と運用資産の増大を積み重ねた結果、積立不足を解消することができた。

また、2014年度は、財務状況の改善や運用環境の変化等を踏まえ、より安全性の高い新たな資産運用方針の検討を開始した。

2015年度は、上記と同様な資産運用方針のもと、積立不足解消の状態を安定的に継続し、更に充足度を高めていけるよう取り組むこととした。

i 加入状況等

本年度末の相互扶助部会員数等は、次のとおりである。

項目	2014年度	2013年度	増減
相互扶助部会員数	78,969名	86,492名	▲ 7,523名
新規会員数	1,588名	1,766名	▲ 178名
退会者数	8,005名	8,120名	▲ 115名
脱会者数	1,106名	1,134名	▲ 28名
年金受給権者数	106,723名	104,937名	1,786名
資産運用収益率	8.04%	9.94%	▲ 1.9%

ii 給付金等支払状況

各種給付金の支払件数・支払額等の内訳は、次のとおりである。

項 目		2014年度	2013年度	増減
退職一時金	件数	1,646件	1,793件	▲ 147件
	金額	4,548百万円	5,168百万円	▲ 619百万円
相互扶助部 年金一時金	件数	719件	708件	11件
	金額	2,133百万円	2,172百万円	▲ 39百万円
相互扶助部 年 金	件数	104,401件	102,805件	1,596件
	金額	49,254百万円	49,202百万円	51百万円
死亡弔慰金	件数	88件	129件	▲ 41件
	金額	88百万円	129百万円	▲ 41百万円
家族弔慰金	件数	37件	29件	8件
	金額	3百万円	2百万円	0百万円
災害見舞金	件数	6件	5件	1件
	金額	4百万円	2百万円	2百万円
休業見舞金	件数	136件	97件	39件
	金額	1百万円	1百万円	0百万円
合 計	件数	107,033件	105,566件	1,467件
	金額	56,034百万円	56,679百万円	▲ 645百万円
脱会者会費 返 還 金	件数	1,106件	1,134件	▲ 28件
	金額	1,859百万円	2,133百万円	▲ 274百万円
会員貸付金 (※)	件数	3,127件	3,476件	▲ 349件
	金額	3,156百万円	3,466百万円	▲ 310百万円

※年度末における件数、金額である

(2) 各種共済事業

① 住宅共済事業

住宅共済事業については、2011年4月の新規加入募集停止に続き、2014年4月から既存加入者の掛金納入についても停止し、既存加入者への住宅資金給付、返還金給付及び住宅貸付に限定していることから、安全資産による運用を行い、安定した運営に努めた。

i 加入状況等

本年度末の加入者数等は、次のとおりである。

項 目	2014年度	2013年度	増減
住宅共済加入者数	5,881名	7,524名	▲ 1,643名
住宅資金請求者数	225名	316名	▲ 91名
返還金請求者数	1,418名	1,445名	▲ 27名
資産運用収益率	0.23%	7.26%	▲ 7.03%

ii 給付金等支払状況

各種給付金の支払件数・支払額等の内訳は、次のとおりである

項目		2014年度	2013年度	増減
住宅資金	件数	225件	316件	▲ 91件
	金額	1,340百万円	1,801百万円	▲ 461百万円
返還金	件数	1,418件	1,445件	▲ 27件
	金額	4,815百万円	4,658百万円	156百万円
住宅資金貸付金(※)	件数	864件	1,052件	▲ 188件
	金額	945百万円	1,349百万円	▲ 403百万円

※年度末における件数、金額である

② その他の共済事業

遺族共済事業及び互助年金事業については、新規加入の募集を2011年4月から停止し、既存加入者への給付に限定しており、安定した運営に努めた。

また、火災共済事業・遺児育英基金事業についても、引き続き安定した運営に努めた。

i 加入状況

本年度末の加入者数等は、次のとおりである。

項目		2014年度	2013年度	増減
火災共済加入者数		44,882名	48,025名	▲ 3,143名
団体火災	加入会社数	65社	83社	▲ 18社
	加入者数	41,062名	45,561名	▲ 4,499名
遺族共済加入者数		3,616名	4,091名	▲ 475名
互助年金加入者数		5,863名	7,429名	▲ 1,566名
遺児育英基金対象者数		404名	464名	▲ 60名

ii 給付金等支払状況

各種給付金の支払件数・支払額等の内訳は、次のとおりである。

項目		2014年度	2013年度	増減
火災共済	件数	971件	367件	604件
	金額	456百万円	259百万円	196百万円
遺族共済	件数	2件	2件	0件
	金額	6百万円	5百万円	1百万円

(3) 社会福祉事業

社会福祉事業については、「社会福祉・地域貢献活動賛助会」活動を通じ、職域福祉、地域福祉の増進に寄与することを目的に、ボランティアセンタを中心とした地域に根ざしたボランティア支援活動等の取り組みを推進した。

活動状況は以下のとおりである。

なお、社会福祉事業活動については、これまでの施策を段階的に縮小し、2015年度末をもって終了する予定である。

① ボランティアセンタ運営

ア ボランティアセンタ活動

ボランティアセンタを全国16か所に設置し、専任のコーディネータによるNTTグループ退職者の生活不安解消に役立つ電話訪問を中心とした活動を実施した。

なお、2014年度末をもってボランティアセンタを閉鎖し、ボランティア活動を終了した。

イ 地域ボランティア支援

地域で積極的に福祉活動などを行っているボランティアグループに対する物品支援等を実施した。

② ホームページ運営

NTTグループを退職された方々のセカンドライフをサポートする活動の一環として開設しているホームページ「NTTOBネットライフ」において、NTTグループ各社の情報のほか、ボランティアグループ活動・介護予防教室の開催及び退職者の皆さんのボランティア活動や趣味・地域活動の紹介など役立つ情報を随時掲載した。

なお、ホームページ運営は、2014年9月30日をもって終了した。

(4) その他事業

不動産賃貸事業及び給与控除事業からなる収益事業については、相互扶助部事業を支える事業として着実な事業活動による収益確保と生産性の向上を図るとともに、コスト競争力強化等の各種改善策を推進し、補填金の最大化に努めた。

① 不動産賃貸事業

テナント入居率の維持・向上に向けたマネジメント強化や低採算物件の売却促進を行うとともに、保有資産の棚卸に基づく資産価値見直しを行うなど、優良物件に特化した筋肉質な事業運営への転換に向けた取り組みを行い、不動産事業の収益向上に努めた。

② 給与控除事業

NTTグループ社員の団体扱いの各種保険料等の給与控除を的確に行い保険会社からの安定した事務手数料収入の確保に努めた。また、事業運

営を円滑に行っていく観点から、規約類の必要な見直しを行うなど、着実な給与控除業務の実践に取り組んだ。

3 その他の重要な取り組みの状況

(1) お客様サービス

相互扶助部や各種共済の請求・問い合わせに適切な対応を行うとともに、お客様サービスの向上に向けて電話受付対応・F A C E 端末操作等の業務の品質向上に取り組んだ。

情報提供として、ホームページ「相互扶助部NOW」による情報発信、契約状況を記した「加入状況のご案内」、事業活動や決算の状況を取りまとめた「事業のご報告」を送付した。

(2) 業務の効率化

共済会事業にかかる法人会員との間の各種契約について基本協定として統合・一本化し、契約業務についてN T Tグループ全体での効率化及び適正化を図った。

4 社員総会及び理事会の開催状況

(1) 次のとおり社員総会を開催した。

① 第1回定時社員総会

1. 開催日 2014年6月16日(月)
2. 議題
 - i 平成25年度事業報告及び決算報告承認の件
 - ii 理事2名選任の件
 - iii 議事録署名人選任の件

(2) 次のとおり理事会を開催した。

① 第1回理事会

1. 開催日 2014年4月1日(火)
2. 議題
 - i 会長の選定について
 - ii 業務執行理事の選定について
 - iii 内部統制システムの整備に関する基本方針の制定について
 - iv 社員選挙規程の一部改正について
 - v 平成26年度事業計画及び予算の承認について
 - vi 渋谷T O Dビル近隣街区(南平台街区)一体建替事業への参加について 等

② 第2回理事会

1. 開催日 2014年5月29日(木)
2. 議題
 - i 平成25年度資産運用実績(年度末)について
 - ii 第1回定時社員総会付議事項について
 - iii 第1回定時社員総会の招集の決定について
 - iv 一般社団法人電気通信共済会団体火災共済規約の一部改正に

について

- v 相互扶助関係事業等の事務の取り扱いに関する基本協定等の契約方式の見直しについて
- vi 職務執行状況報告(平成 25 年度下半期)について
- vii 会員の入会状況(平成 25 年度末)について
- viii 平成 25 年度内部統制システム実施状況について 等

③ 第 3 回理事会

- 1. 開催日 2014 年 6 月 26 日 (木)
- 2. 議 題 i 代表理事及び会長の選定について

④ 第 4 回理事会

- 1. 開催日 2014 年 7 月 1 日 (火)
- 2. 議 題 i 業務執行理事の選定について 等

⑤ 第 5 回理事会

- 1. 開催日 2014 年 7 月 24 日 (木)
- 2. 議 題 i 規約の一部改正について (住宅共済規約、火災共済規約、団体火災共済規約、遺族共済規約、遺児育英基金規約)
- ii 相互扶助部の各種利率の改定について
- iii 住宅共済・互助年金の各種利率の改定について
- iv 会員の入会状況(平成 26 年度第 1 四半期末)について 等

⑥ 第 6 回理事会

- 1. 開催日 2014 年 10 月 23 日 (木)
- 2. 議 題 i 職務執行状況報告 (平成 26 年度上半期) について
- ii 会員の入会状況 (平成 26 年度第 2 四半期末) について 等

⑦ 第 7 回理事会

- 1. 開催日 2015 年 1 月 29 日 (木)
- 2. 議 題 i 平成 27 年度資産運用方針について
- ii 相互扶助部会員貸付・住宅共済・互助年金の各種利率の改定について
- iii 遺族共済掛金設定について
- iv 会員の入会状況 (平成 26 年度第 3 四半期末) について 等

⑧ 第 8 回理事会

- 1. 開催日 2015 年 3 月 26 日 (木)
- 2. 議 題 i 2015 年度事業計画及び収支計画の承認について
- ii 内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改正について

第2 業務の適正を確保するための体制の整備及び運用

1 内部統制システムに関する体制の整備

一般社団法人への移行に伴い、業務の適正を確保するため「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定し、次の取り組みを実施した。

(1) 規程類の整備

- ① 「情報セキュリティポリシー」の制定 (2014年10月)
- ② 「情報セキュリティ規程」等の制定 (2014年4月)
- ③ 「一般社団法人電気通信共済会BCP(事業継続計画)規程」の制定
(2015年3月【施行2015年4月】)

(2) 組織体の整備

- ① 内部統制システムの運用に関する計画、対策等を検討する委員会の設置
(2014年4月)
 1. 企業倫理委員会
 2. ビジネスリスクマネジメント推進委員会
 3. 情報セキュリティ推進委員会
- ② 内部統制室の設置決定 (2015年3月【運用開始2015年4月】)

2 内部統制システムの運用

内部統制システムの運用について、各組織が一丸となり各種取り組みを推進した。主な取り組みは以下のとおり。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための取り組み

- ① 企業倫理委員会の開催 (3回開催)
- ② 企業倫理研修の実施 (2014年11月~12月)
- ③ 企業倫理ヘルプライン相談窓口の充実(外部相談窓口開設)(2014年10月)
- ④ 経理事務・情報セキュリティ等に関する自治点検・監査の実施(通年)

(2) 損失の危機の管理に関する取り組み

- ① ビジネスリスクマネジメント推進委員会の開催 (2回開催)
- ② 研修等の実施
 1. 個人情報漏えい対策等研修の実施 (2014年11月)
 2. 首都圏直下型大地震を想定した安否確認訓練の実施 (2回実施)
- ③ 規程等に基づくBCP対策の策定 (2015年3月【運用開始2015年4月】)

(3) 職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み

- ① 理事会の開催 (8回開催)

② 幹部会議の開催（38回開催）

（4）職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する取り組み

① 情報セキュリティ推進委員会の開催（5回開催）

② 情報セキュリティ強化施策の実施

1. 個人情報取り扱い運用ルールの整備（2014年9月）

2. 情報セキュリティゾーンの明確化とセキュリティ強化

（2014年12月～2015年2月）

3. 外部との情報流通におけるセキュリティ強化策の実施決定

（2014年11月【運用開始2015年5月】）

（5）監事の監査が実効的に行われることを確保するための取り組み

① 監事への職務執行状況等の報告

1. 社員総会、理事会、幹部会議への監事の陪席（通年）

2. 決算状況の報告（四半期毎）

3. 経理事務・情報セキュリティ等に関する自治点検・監査状況の報告（通年）

② 監事と役員等との意見交換の実施

1. 監事による理事等への業務監査結果の報告（各組織毎に年1回実施）

2. 会計監査人による監事への2013年度決算会計監査報告会の開催

（2014年5月）

内部統制システムの整備に関する基本方針

一般社団法人電気通信共済会は、一般社団法人としての社会的責任を自覚しつつ、定款に定める目的を達成するため、以下のとおり内部統制システムの整備を行なう。

I 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

- 1 当会は、内部統制システムの整備にあたり、法令及び定款の遵守、損失の危機管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的に、損失の未然防止、損失の最小化に向けた各種対策を講じる。
- 2 上記内部統制システムの整備のため、規程・体制等の整備を図るとともに、監査レビューの実施や内部統制システムの有効性を評価した上、必要な改善を実施する。
- 3 会長は業務執行の最高責任者として内部統制システムの整備及び運用について責任をもって実施する。

II 内部統制システムに関する体制の整備

- 1 理事及び職員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 職員就業規則等において、当会の使命及び社会的役割・責任を自覚し、法令・規則等を誠実に守り、日常誠意をもって業務に専念すべき義務を定める。
 - (2) 企業倫理については、行動規範及びコンプライアンスマニュアルを策定し、具体的行動指針とする。
 - (3) 企業倫理の責任体制を明確化し、企業倫理の確立、コンプライアンス意識の醸成、綱紀の保持、申告に関する調査検討等を行うため、理事を委員長として、企業倫理委員会を設置する。
 - (4) 法令違反行為等の発生及び拡大の未然防止又は早期解決を目的として、申告・相談を受け付ける企業倫理ヘルプライン（相談窓口）を設置する。
 - (5) 役員や職員に対する継続的な啓発活動を行うため、企業倫理研修等を実施する。また、社内チェックの充実・強化を図るため、企業倫理に関する意識調査等を行なう。
 - (6) 反社会的勢力に対しては、毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組む。
 - (7) 財務情報の適正性及び信頼性確保のため、以下の取り組みを行う。
 - ① 公益法人会計基準の趣旨を踏まえ、会計処理規程等を策定する。
 - ② 事業状況に応じた業務執行を行うため、適切な計画の策定及び事業ごとの収支管理を実施する。
- 2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 理事及び各組織責任者は、担当業務に対するリスク管理を行い、リスクの現実化の未然防止と発生時の迅速な対応を可能とするため、リスク管理及びクライシス（危機）対応マニュアルを策定する。
 - (2) ビジネスリスクマネジメントの責任体制を明確化するため、理事を委員長として、会運営に関わる新たなビジネスリスクへの対処に向けた危機管理を行うためにビジネスリスクマネジメント推進委員会を設置する。
 - (3) 個人情報保護を徹底するため、個人情報保護に関する基本方針及び規程を策定する。

- 3 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 組織の構成と各組織の所掌業務を定める組織規程及び権限の分掌を定める責任規程を策定する。
 - (2) 理事会運営規程を定め、年4回以上開催される理事会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告する。
 - (3) 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、理事会に独立した立場の外部理事を含める。
 - (4) 経営の重要事項等を議論し、適正な意思決定を行うための幹部会議を設置する。

- 4 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書（関連資料及び電子記録媒体等に記録されたものを含む。以下「文書」という。）その他の情報の管理について必要事項を定めるため、文書処理規程、情報セキュリティ規程等を策定する。
 - (2) 文書の整理保存の期間については、法令に定めるものの他、業務に必要な期間、保存する。

- 5 監事の職務を補助すべき職員に関する体制及び当該職員の理事からの独立性に関する事項
 - (1) 監事が、その職務を補助すべき職員を置くことを求めたときは、会長は、当会の職員から、監事補助者を配置するものとする。
 - (2) 当該職員は、監事から具体的に指示のあった職務の執行に当たっては、監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令を受けない。
 - (3) 当該職員の人事異動、評価等については、監事の意見を尊重し対処する。

- 6 理事及び職員が監事に報告をするための体制及びその他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 理事等から職務執行等の状況について以下の項目について報告する。
 - ① 幹部会議で決議された事項
 - ② 当会に著しい損害を及ぼした事項および及ぼすおそれのある事項
 - ③ 四半期決算報告
 - ④ 経理事務自治点検・個人情報保護監査の状況
 - ⑤ 法令・定款等に違反するおそれのある事項
 - ⑥ ヘルプラインへの通報状況
 - ⑦ 上記以外のコンプライアンス上重要な事項
 - (2) 監事の求めに応じ、会長、会計監査人等は、それぞれ定期的及び随時に監事と意見交換を実施する。
 - (3) 監事は社員総会及び理事会のほか、重要な会議に出席することができる。
 - (4) 適正かつ公正な監査を実施する機能を強化するため、外部監事を配置する。
 - (5) 監事は、独自に外部の専門家と契約し監査業務に関する助言を受けることができる。